

令和7（2025）年度

国の施策及び予算に関する
和歌山県の重点要望

令和6年6月

和歌山県

目 次

こどもまんなか社会の推進

- 子育て世代への経済的支援の拡充 2
- 不妊治療における保険適用対象の拡充及び制度の創設 4
- 「令和の日本型学校教育」推進のための
ICT 環境整備に対する支援の充実 5

成長産業の創出

- 民間ロケット打上げ事業の円滑な実施に向けた環境整備 8
- 地方での「空飛ぶクルマ」の実用化の推進 9
- 地方における中核産業の脱炭素化事業転換支援 10
- カーボンニュートラルの実現に貢献する
持続可能な林業・木材産業への支援 11
- 地域脱炭素に係る重点対策期間の延長 12

安全・安心な暮らし

- 防災・減災、国土強靱化等に資する社会資本整備の推進 14
- 災害救助法適用基準の見直し 20
- 人権問題の解決に向けた施策の推進 21
- 地方における鉄道ネットワークの維持 22

地域・産業の振興

- 半島振興法の延長・充実 26
- クビアカツヤカミキリ対策の強化 28
- 農業の担い手確保対策の強化 30
- 野生鳥獣被害対策の強化 31

その他

- 地方税財源の確保・充実 34

こどもまんなか社会の推進

子育て世代への経済的支援の拡充

現状

- ・和歌山県の人口は1985年の約108万7千人をピークに減少に転じ、2024年4月1日現在では約88万5千人
- ・第二次ベビーブーム時の1973年に18,590人であった出生数も、2022年には5,238人まで減少
- ・合計特殊出生率は1975年から人口置換水準の2.07を下回っており、2022年は1.39
- ・理想のこども数を持たない理由として、「子育てにお金がかかりすぎる」などの経済的理由が一番多い

【本県の取組】

●こどもの医療費助成制度

- ・医療費の自己負担分を助成

対象	就学前	小・中学生	18歳まで
負担割合	県・市町村（各1/2）	市町村負担	市町村負担
実施数	30市町村	30市町村	26市町村

●幼児教育・保育の無償化

- ・国の支援対象となっていない利用料・副食費の一部について県、市町村で負担（各1/2）

〈主な支援策〉

利用料	・年収約270万円以上360万円未満相当世帯の第2子(0～2歳児) <table border="1" data-bbox="579 1422 1252 1489"><tr><td>国 1/2支援</td><td>県・市町村 1/2負担</td></tr></table>	国 1/2支援	県・市町村 1/2負担
国 1/2支援	県・市町村 1/2負担		
副食費	・年収360万円以上相当世帯の第3子(3人とも入所している場合除く) ・認可外保育施設の年収360万円相当未満の第2子、全ての第3子		

●学校給食費の無償化

- ・一部市町村が独自に給食費の全額無償化を実施
- ・10月から県が無償化している市町村に一部補助（臨時交付金を活用）

〈令和5年度市町村の無償化実施状況（期間限定を含む）〉

対象校種	小中学校	小学校のみ	小中学校（対象者限定）
実施数	18市町村	1市	3市町

課題

- ・物価高騰などにより子育て世帯の経済的負担が更に増大し、若い世代が子育ての将来展望を描けない状況にある
- ・対象年齢や一部負担金の額、所得制限の有無等、市町村の財政力により市町村間での格差が生じている
- ・制度の維持や更なる制度拡充には恒久的な財源が必要となり、市町村財政において大きな負担となっている

子どもを産み育てたいと希望する人が、子育てを断念する状況を阻止しないと少子化の流れが変わらない

具体的な措置

どこに住んでいても安心して子どもを産み育てられる環境づくりのため、子育て世代に対する以下の経済的支援に取り組むこと

- 1 子ども医療費助成制度の創設を早期に実現すること
- 2 すべてのこどもの保育料及び主食費・副食費を、世帯の所得にかかわらず無償とすること
- 3 学校給食費の無償化の恒久的な財源措置を講じること

不妊治療における保険適用対象の拡充及び制度の創設

現 状

●不妊治療の現状

- ・不妊の検査または治療経験がある夫婦は、4.4組に1組（「第16回出生動向基本調査」国立社会保障・人口問題研究所）
- ・不妊治療によって誕生する子は、14.3人に1人（「不妊治療に関する支援について（2023年4月1日版）」こども家庭庁）

●生殖補助医療の保険適用の対象の拡大

- ・2022年4月から、「生殖補助医療」の体外受精・顕微授精等の基本的治療は保険適用
- ・ただし、先進医療と認められた医療技術については、保険診療と組み合わせることで実施することが認められているものの、全額自己負担

「先進的な医療技術として認められる技術(例)」

※子宮内の環境を遺伝子レベルで調べる検査、高性能顕微鏡によって選別した精子を使って顕微授精を行う手法等

<本県の取組（概要）>

「先進医療」にかかった自己負担分の7割を助成(上限10万円)



課 題

- ・先進医療は保険適用対象外となっているため経済的負担が大きい
- ・希望する誰もがこどもを産み、育てることができる環境整備が必要

具体的な措置

不妊治療において、保険適用範囲の拡大などの改善を図るとともに、独自支援を行う地方自治体への財政的支援を行うこと

「令和の日本型学校教育」推進のためのICT環境整備に対する支援の充実

現 状

●国の動向

- ・国策である GIGA スクール構想の第2期を見据え、義務教育段階における公立学校の児童生徒1人1台端末の着実な更新を行うための財源を措置
- ・教育のICT化に向けた環境整備計画（無線LANや大型提示装置、ICT支援員等）については、地方財政措置を令和6年度まで2年間延長

●本県の状況

- ・義務教育段階における公立学校の児童生徒1人1台端末の更新費用については、国の財源措置を充てるための基金を設置（2024年3月）令和6年度から順次、県内全ての自治体において更新を予定
- ・県立学校においては、授業で使用する全ての教室への無線LAN、大型提示装置の整備が出来ていない

課 題

- ・公立高等学校の生徒1人1台端末について、令和2年度に国の交付金を活用して整備を行ったものの、更新については、交付金等の予定がなく国の十分な財政支援が必要
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実のため、引き続きICT環境の整備が必要不可欠であるが、各事業ごとの地方財政措置額が不明確

具体的な措置

- 1 公立高等学校における生徒1人1台端末の環境を維持できるよう、国が継続的かつ十分な財源措置を講じること。特に端末更新については、全額必要な財政措置を講じること
- 2 学校のICT環境整備に講じられてきた地方財政措置については、それぞれの措置額を明確にした上で、その全額を補助金による財政措置に切り換えること

成長産業の創出

民間ロケット打上げ事業の円滑な実施に向けた環境整備

現 状

- ・国主導だった宇宙開発に民間の参入が進みつつある中、人工衛星の打上げ・管理に関する国の許可制度等を規定した「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」（通称：宇宙活動法）が2016年に成立
- ・事業者が人工衛星等の打上げを行う場合、宇宙活動法第4条において、その都度、内閣総理大臣の許可を受けなければならないが、許可の要件の一つとして、同法第6条及び同法施行規則第8条に基づき、**打上げ施設周辺の安全確保の措置**が求められている
- ・また、内閣府が策定した「人工衛星等の打上げに係る許可に関するガイドライン」において、宇宙活動法に基づく審査基準の一つとして、事業者は、**警戒区域を設定し、第三者が進入している場合や進入しそうな場合は打上げを中断**することが求められている

課 題

- ・本年3月9日に、本県串本町に立地する民間ロケット射場「スペースポート紀伊」から、政府の小型衛星を搭載したロケットの打上げが予定されていたが、警戒区域内に第三者（船舶）が残留し、安全確保の措置が取れなかったことにより、発射直前に延期が決定（その後、3月13日に打上げは実施）
- ・現行制度では、警戒区域内に残留・進入している者に対し、退去を命じたり、進入を制限する法的根拠がない。そのため今後も、事業者の準備や天候等の条件が整ったとしても、第三者要因で打上げ延期となるリスクが残存する
- ・この状態を放置すれば、打上げ事業の円滑な実施に支障を来し、民間事業の予見可能性が阻害され、延いては日本の宇宙産業の発展にとって障害となる

具体的な措置

- ・我が国の宇宙産業の発展及び公共の安全の確保のため、打上げ事業の実施主体である民間事業者が、国の許可を得て、警戒区域を設定し、正當に安全確保措置をとる際に、第三者の進入を抑止するための法的措置を講じること
- ・安全確保措置に関して、国及び自治体が協力して必要な環境整備を行うこと

地方での「空飛ぶクルマ」の実用化の推進

現 状

- ・「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けて、「空の移動革命に向けた官民協議会」において官民一体となった議論が進められている
- ・当該協議会が策定した「空の移動革命に向けたロードマップ」では大阪・関西万博での商用運航の開始を目指し、地方においても観光・二次交通としての利活用が見込まれている

課 題

- ・「空飛ぶクルマ」の実用化においては離着陸場の整備が必須であり、事業者は将来実用化が見込まれる様々なタイプの「空飛ぶクルマ」に対応が可能であることが必要
- ・さらに、誘客促進の見地から、二次交通との連携を考慮した、より利便性の高い場所での立地が求められるとともに、電源設備の設置や安全性の確保など実用化に向けての投資は大きい
- ・現状、「空飛ぶクルマ」が新たな交通サービスとして日常生活に普及するまで時間を要する



具体的な措置

- ・地方における「空飛ぶクルマ」の民間事業者によるビジネス展開を促進させるため、離着陸場の整備等に関する支援施策を創設すること
- ・「空飛ぶクルマ」の実用化に向けたモデル事業を創設し、新たな交通サービスとして根付くまでの支援を行うこと

地方における中核産業の脱炭素化事業転換支援

現 状

- ・カーボンニュートラルの実現に向けて、産業部門の製造プロセスにおける脱炭素化が時代の潮流
- ・その中でも、CO2排出量の多い石油精製業や鉄鋼業などは、ビジネスモデルや戦略を根本的に転換し、GXを実現できなければ生き残れなくなる
- ・これまで地域経済の中核を担ってきた県内の主要企業においては、脱炭素社会における成長産業への大きな事業転換が必要

課 題

- ・石油精製業や鉄鋼業などの企業は、老朽化への対応や脱炭素に向けた事業転換を求められており、そのための技術開発や実証にあたり、既存の施設や技術を最大限活用しても、大規模な投資と一定の移行期間が必要
- ・成長産業への事業転換が行われる場合でも、その実現までの移行期間中に立地市町村・地域においては、経済水準や雇用が確保できず、衰退しかねない

具体的な措置

石油精製業、鉄鋼業など、従来、地域経済の中核を担ってきた企業が、脱炭素化に対応するために行う大規模かつ抜本的な GX 事業転換について、以下の取組を通じて強力に後押しし、地域活性化とともに、我が国の国際競争力の強化につなげること

- 1 従来産業の工場が、地元と連携し、既存施設も活用して成長産業へと事業転換を図るために行う大規模投資に対して、脱炭素化に向け地元が掲げる方向性も踏まえ、政府の GX 関連の投資支援策を積極的にマッチングし、適用すること
- 2 政府方針と合致した GX 投資の地方への呼び込みに加え、移行期間における経済・雇用面での落ち込みによる地域経済の衰退を防ぐため、国と地方が一体となり、事業者の技術開発・実証や下請企業の事業再構築、産業人材の育成など、期間とエリアを区切って集中・一貫して支援し、地方における成長産業への円滑な事業転換と産業集積を通じた地域活性化を実現すること

カーボンニュートラルの実現に貢献する持続可能な林業・木材産業への支援

現 状

- ・森林が県土の約 8 割を占める本県では、この森林資源を活用して 2050 年カーボンニュートラルの実現に貢献するよう「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環的利用を積極的に進めることが必要
- ・このためには、林道の整備、高性能林業機械の導入及び森林整備の計画的な実施のもと、森林クレジットも活用した持続可能な林業・木材産業を推進することが不可欠

課 題

- ・本県における素材生産量の増加や適切な再造林等の推進のため、更なる国予算の確保が必要不可欠
- ・林業の担い手が減少傾向にある中、素材生産の省力化を進めるため、高性能林業機械の導入にあたって、更なる積極的な支援が必要
- ・県では、無垢材を利用した木造建築物（トラス構法）をモデル的に建設するなど、積極的な木材利用を進めているところであり、このような取組を市町村や民間に広げるための支援が必要

具体的な措置

カーボンニュートラルの実現に貢献する持続可能な林業・木材産業を推進するため、以下の取組を通じて強力に支援すること

- 1 地域の実情に応じて計画的に事業が実施できるよう、林道整備、高性能林業機械の導入及び森林整備に係る予算を十分に確保するとともに、高性能林業機械導入に係る補助率の拡充（1/3→1/2）を図ること
- 2 建築物への更なる地域材利用を進めるため、現行事業における C L T 等の構造物と同様に、一般木造構造物に係る補助率の拡充（15%→1/2）を図ること

地域脱炭素に係る重点対策期間の延長

現 状

- ・2015年の「パリ協定」の歴史的合意以降、政府は2050年カーボンニュートラルの実現に向け、高い目標を掲げ、各分野における取組を展開してきており、地方の取組に関しては、「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、2025年までの5年間に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金の積極支援を行ってきたところ
- ・そのような中、本県の2020年度の温室効果ガス排出量は、基準年(2013年度)に対して、約31%削減はしているものの、目標とする2050年カーボンニュートラルの実現には、程遠い状況である
- ・また県内においては、人的・財政的に余裕がない等の要因により削減目標が未策定の市町村があるなど、地域脱炭素の取組が進んでいない
- ・このような状況に鑑み、本県では新たに脱炭素政策課を設置する等、体制強化を図るとともに、市町村を巻き込んで取組の拡大を開始したところ

課 題

- ・2050年カーボンニュートラルの実現には、地域を含めた脱炭素の取組を大きく加速することが必要である
- ・国の重点対策期間は、2025年に終了する予定である
- ・**地域脱炭素に係る国の支援が継続されなければ、2030年温室効果ガス46%削減、2050年カーボンニュートラル実現は困難**

具体的な措置

2050年カーボンニュートラルの実現がなされるよう、国による支援を継続し、地域脱炭素に係る重点対策期間については延長すること

安全・安心な暮らし

防災・減災、国土強靱化等に資する社会資本整備の推進

1. 5か年加速化対策完了後の取組について

現状・課題

- ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」は今年度で、最終年度となり、県内各地において対策が着実に進み、その整備効果が確実に現れている
- ・一方、気候変動の影響等で激甚化・頻発化する豪雨災害により、尊い人命と貴重な財産が奪われているほか、高度経済成長期に整備された老朽化対策の必要な施設が多く存在しているなど、必要な対策は未だ道半ばである。これらの取組みを継続的かつ確実に推進し、国民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限にすることが必要

具体的な措置

改正国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策完了後においても、切れ目無く、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、国土強靱化実施中期計画の策定時期を夏までに示した上で、年内の早期に策定し、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること

5 年加速化対策による取組事例

【施工前】



【施工後】



高速道路
ネット
ワーク整備

新宮紀宝道路 熊野川河口大橋(新宮市)



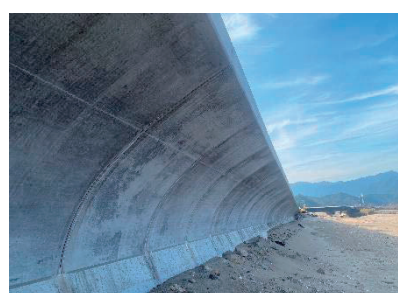
輪中堤整備



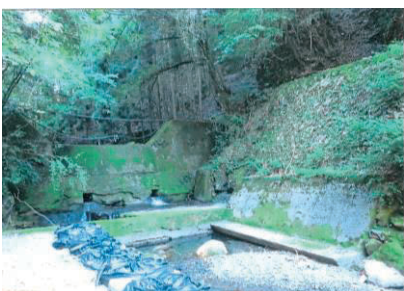
熊野川日足地区(新宮市)



堤防強化



那智勝浦海岸(天満・浜の宮地区)(那智勝浦町)



老朽化対策



いら原川砂防堰堤(新宮市)

2. 事前防災及び減災対策等の継続的な推進

現状・課題

- ・ 今後起こりうる南海トラフ地震など大規模災害に備えた国土強靱化を図る上で、高速道路ネットワーク等の整備、緊急輸送道路の防災・減災対策、流域全体で水災害を軽減させる流域治水の推進、災害に強い海路・空路輸送ネットワーク機能の構築等、「和歌山県国土強靱化計画」や「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」等に盛り込まれた施策の推進が必要
- ・ 補助・交付金等の対象となっていない施設を含め、平常時はもとより災害時にも本来の機能が発揮できるよう、計画的な維持管理・更新等を行うことが必要
- ・ 住宅の耐震化を加速させるためには、自己負担の更なる低減が必要
- ・ 2023年の台風第2号に伴う豪雨の際には、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）による被災地の早期復旧等に対する人的及び物資の支援を円滑かつ迅速に実施

具体的な措置

- 1 防災・減災、国土強靱化や地方創生に資する社会資本整備を推進するため、国直轄事業をはじめ、補助事業、防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金について必要な予算を確保すること
- 2 今後急速に老朽化するインフラの老朽化対策に必要な予算を確保するとともに、河川の矢板護岸や港湾施設の護岸等の老朽化対策、施設の撤去のみにかかる事業について、交付金等の対象とすること
- 3 住宅の耐震化にかかる事業について、交付金の補助限度額を引き上げる等、支援制度の拡充を図ること
- 4 大規模自然災害に即応するための地方整備局等の体制強化や必要となる資機材の更なる確保に取り組むこと

○県内の主な直轄事業 ※〔 〕は令和7年度に予算を要する主な整備箇所（2024年5月時点）

【道路】

- ・紀伊半島一周高速道路の早期完成 〔すさみ串本道路、串本太地道路、新宮道路〕
- ・「印南～南紀田辺間」の4車線化の早期完成
- ・直轄国道等の整備
〔国道42号 有田海南道路・冷水拡幅、由良～広川間（調査推進）、国道169号 奥瀬道路（Ⅲ期）〕
- ・高規格道路（調査中区間）の早期事業化に向けた計画段階評価に着手
〔和歌山環状北道路、京奈和関空連絡道路〕

【河川】

- ・紀の川水系の総合的な浸水対策
〔河川整備の推進、新六ヶ井堰の撤去、国営総合農地防災事業の推進、既存ダムの運用改善〕
- ・新宮川水系の総合的な浸水対策
〔河川整備・濁水対策を含む総合土砂管理の推進、既存ダムの更なる洪水調節機能の強化〕

【砂防】

- ・紀伊半島大水害の被災箇所の早期完成 〔那智川流域〕
- ・土砂流出が著しい溪流における砂防堰堤等の整備 〔三越川流域、高田川流域〕

【海岸・港湾】

- ・津波浸水対策の早期完成 〔和歌山下津港海岸海南地区〕
- ・津波対策（防波堤の粘り強い化）の推進 〔和歌山下津港和歌山港区〕

○本県の主な取組

【道路】

- ・切迫する南海トラフ地震や激甚化・頻発化する豪雨災害への備えとして、防災・減災対策を推進 〔緊急輸送道路上の橋梁の耐震化、法面对策、無電柱化〕
- ・防災・減災、国土強靱化や地方創生に資する、幹線道路網等の整備
〔海南金屋線、上富田すさみ線、南平野下里停車場線 など〕

【河川】

- ・気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対応するため、県内主要河川の整備を進めるとともに、特定都市河川の指定やダムの恒久的な堆砂対策を検討し、流域全体で取り組む「流域治水」を推進 〔西川、七瀬川 など〕

【砂防】

- ・土砂災害による犠牲者ゼロを実現するため、ソフト・ハードが一体となった防災・減災対策を推進 〔城山谷川、荒木川右支溪 など〕

【下水道】

- ・污水管渠の整備を重点的に実施し、令和8年度までに汚水処理人口普及率80%を達成 〔和歌山市 他9市町〕

【住宅】

- ・安心して暮らせる住環境を形成するため、令和11年度までに県営住宅を整備 〔下富安団地〕
- ・「命を守る」住宅耐震化の促進

【海岸・港湾・漁港】

- ・「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」に基づき、海岸堤防や港湾施設等を嵩上げ・強化 〔那智勝浦海岸、由良港 他2港、串本漁港 など〕

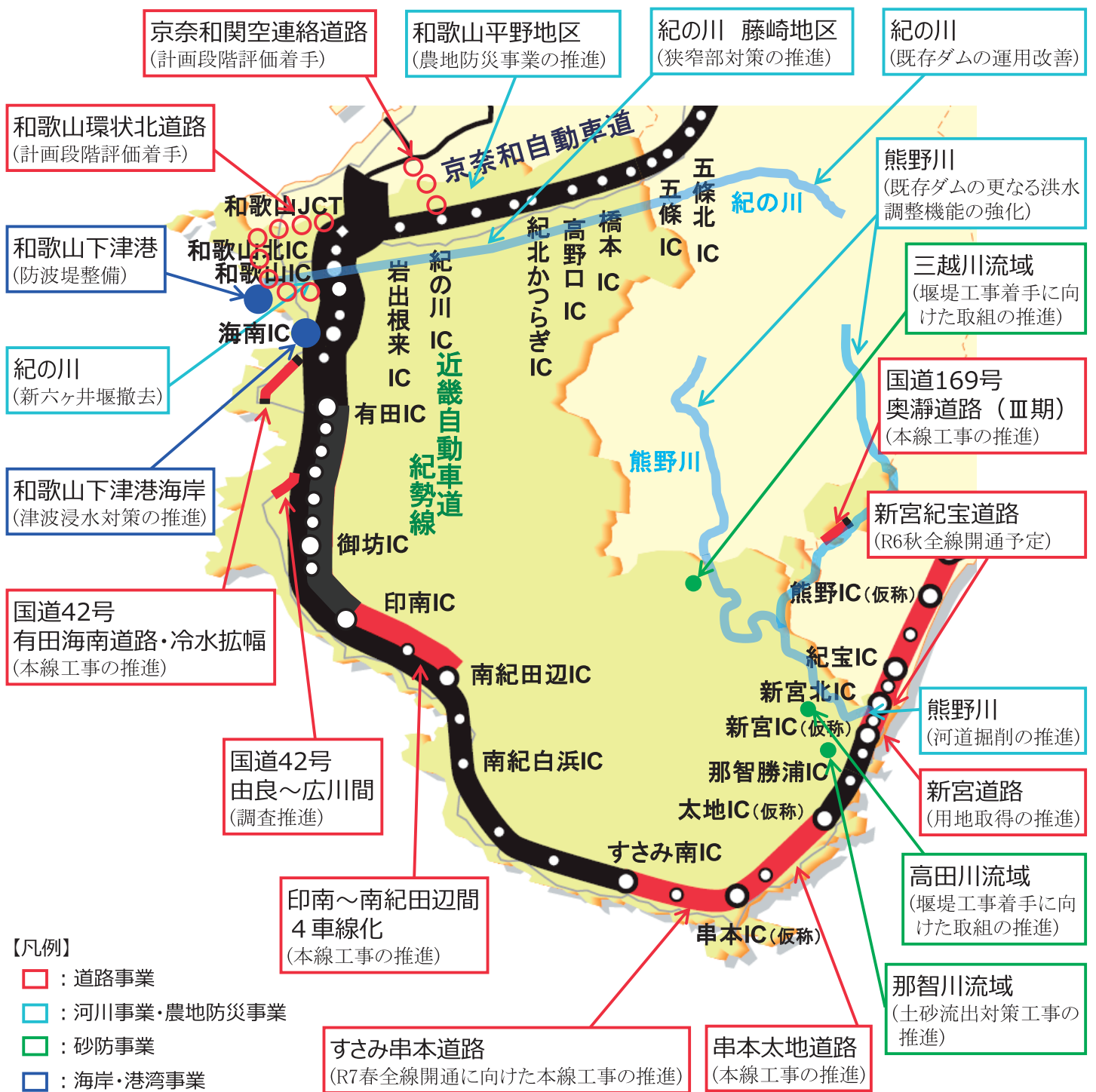
【空港】

- ・熊野白浜リゾート空港の拠点機能の確保に向けた耐震対策、空港機能の向上等

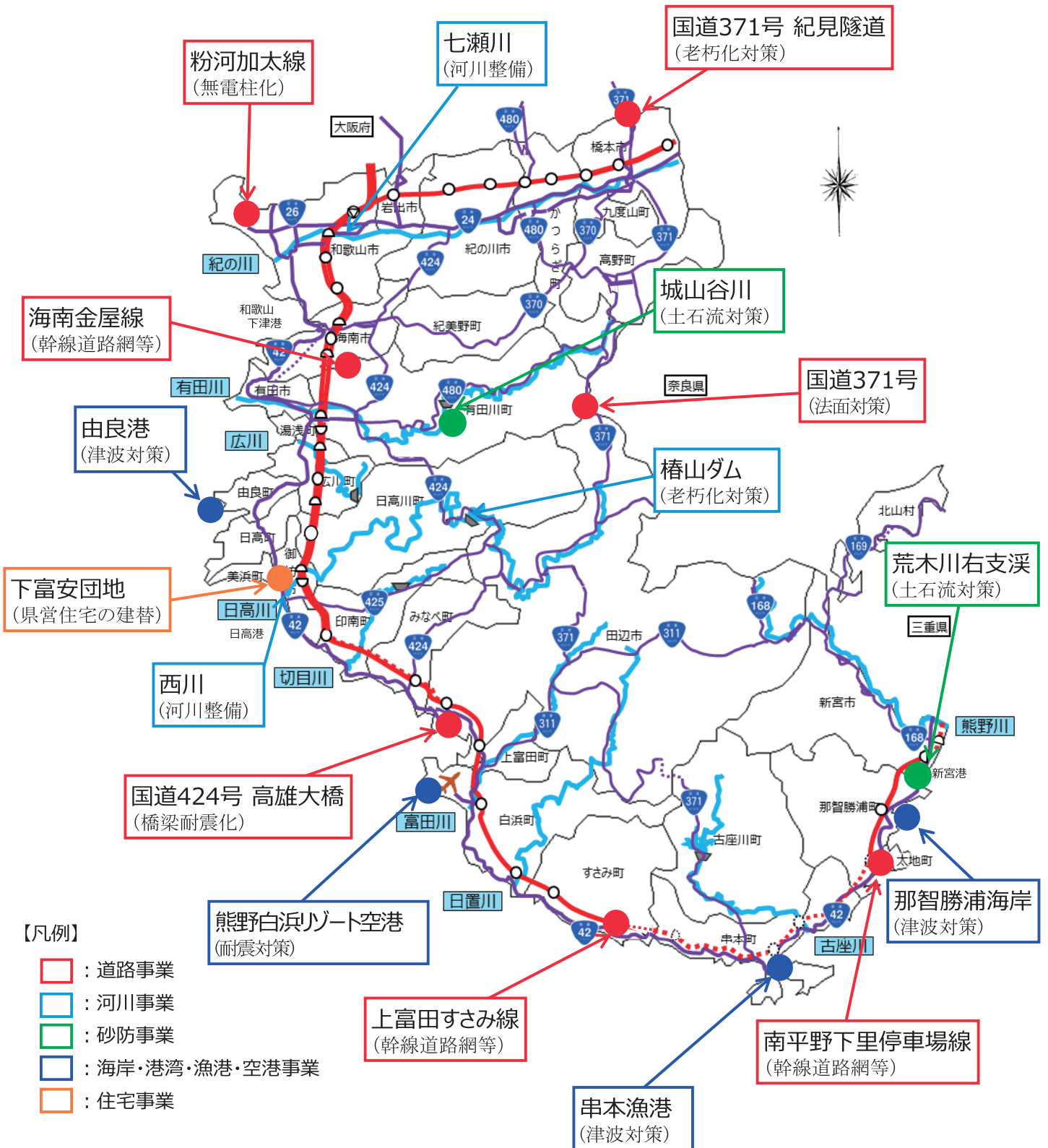
【老朽化対策】

- ・持続可能な維持管理を実現する、予防保全型メンテナンスへの本格転換に向けた対策を着実に推進 〔国道371号 紀見隧道、椿山ダム など〕

○箇所図（県内の主な直轄事業）



○箇所図（本県の主な取組）



災害救助法適用基準の見直し

現 状

- 災害発生時、一定規模以上の住家被害等が生じた市町村に対し、災害救助法を適用し被災者支援を実施
- また、一定数の全壊家屋が生じた市町村には、最大 300 万円の支援金を支給する被災者生活再建支援法を適用（災害救助法の適用基準を引用）
- 本県では、令和 6 年度から、被災者生活再建支援法の適用外市町村に居住する被災者を支援するため、県独自の被災者生活再建支援制度を創設（最大 300 万円）

課 題

- 災害救助法における適用基準（法施行令第 1 条第 1 項第 1 号）について、人口あたりの滅失世帯数の比率が等しくなく、小規模自治体にとって、基準となる滅失世帯数が相対的に大きい

和歌山県 市町村数	市町村区域内 の人口	中間値	現行	
			滅失 世帯数	1,000 人あたり 滅失世帯数※
6	5,000 人未満	5,000	30	6.0
11	5,000 人～15,000 人	10,000	40	4.0
7	15,000 人～30,000 人	22,500	50	2.2
1	30,000 人～50,000 人	40,000	60	1.5
4	50,000 人～100,000 人	75,000	80	1.1
0	100,000 人～300,000 人	200,000	100	0.5
1	300,000 人以上	300,000	150	0.5

※中間値に基づき、1,000 人あたりの滅失世帯数を試算

- 2023 年 6 月の豪雨災害において、海南市（人口約 4.8 万人）は災害救助法の適用基準を満たしたものの、同市に隣接する有田市（人口約 2.6 万人）や紀美野町（人口約 0.8 万人）では基準を満たさず、同法は不適用

具体的な措置

災害救助法第 2 条第 1 項に係る 1 号基準について、人口あたりの滅失世帯数の比率を改善するなど、同一の災害で同様の被害を受けた自治体が、多大な財政負担を強いられることのないよう適用基準を見直すこと

人権問題の解決に向けた施策の推進

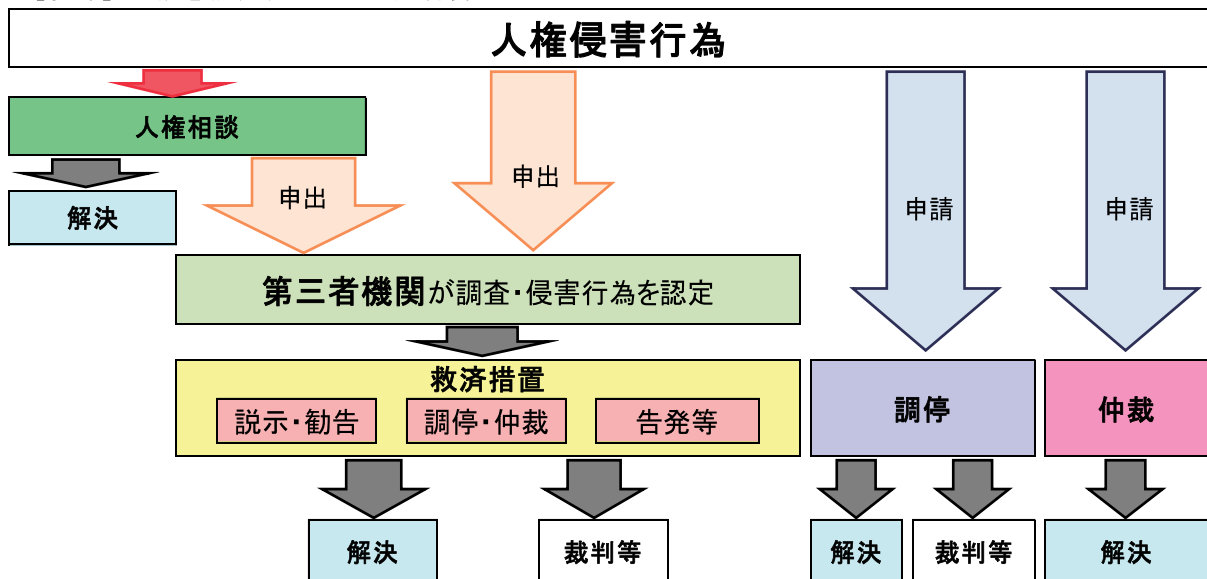
現状・課題

- ・ 個別の人権課題に対する法制度の整備が進むなか、本県でも「部落差別の解消の推進に関する条例」や「新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定するなど、人権問題の解決に向け取り組んでいる。しかし、依然として様々な人権問題が発生するとともに、インターネットを利用した人権侵害など、既存の法律では対応が困難な事案が生じており、被害者に対する救済制度は十分ではない
- ・ インターネットを利用した人権侵害については、人権侵害情報を確認次第、国に対しプロバイダへの削除要請を行うよう求めているものの、国はその判断に長期間を要しており、またその結果、応じていないものもある。さらに、国や地方自治体からの削除要請に応じないプロバイダがあり、人権侵害情報が拡散され続けている

具体的な措置

- 1 人権が侵害された場合における被害者の救済を行うため、独立性・迅速性・専門性を備えた第三者機関の創設など、実効性のある法制度を早期に整備すること
- 2 インターネット上の人権侵害防止のため、早期に法整備等の実効性のある対策を講じるとともに、地方公共団体からの削除要請に迅速に応じること

【参考】人権を救済するための法制度（イメージ図）



地方における鉄道ネットワークの維持

現 状

- ・ 地方の鉄道路線は、地域経済や住民生活を支える重要なインフラであるが、過疎化や少子高齢化もあり鉄道利用者は減少傾向にある
- ・ JR西日本が1日当たりの輸送密度2千人未満の線区の収支等を公表したことに伴い、紀勢本線の新宮白浜区間の自治体を含む地域の関係者等において、課題を共有の上、利用促進や沿線活性化の議論を行っている
- ・ 地方の鉄道路線は、設備の老朽化等による維持修繕に係る費用負担が大きいく、さらに、近年頻発する豪雨災害等による被害により、多額の復旧費用が必要となっている

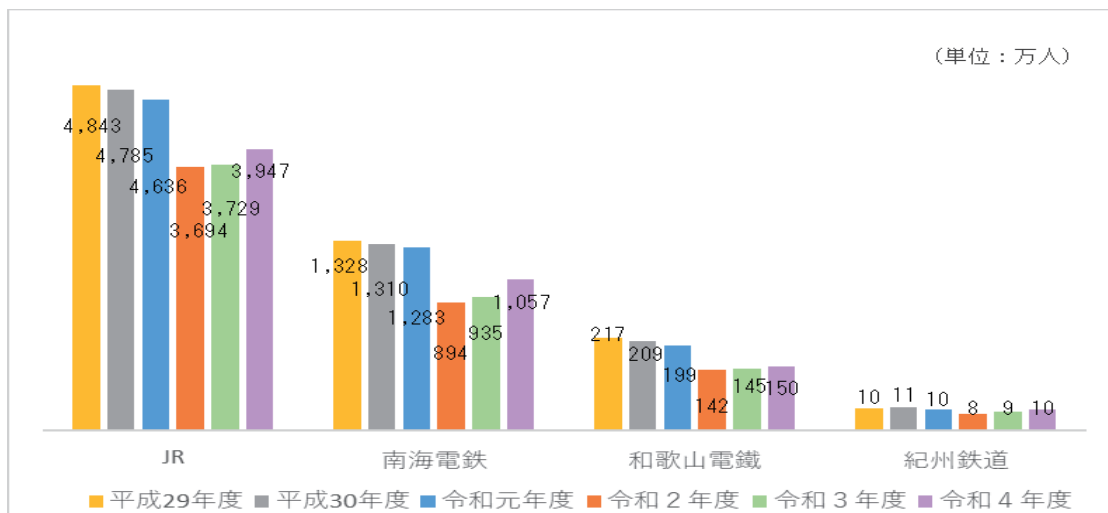
課 題

- ・ JRは民営化の際に、不採算路線を含めて事業全体で採算が確保できるよう事業継承されており、想定された事業構造が維持できないと主張するのであれば、輸送密度の少ない一部の区間のみならず、鉄道ネットワーク全体の収支等に基づき議論すべき
- ・ 設備の老朽化が進むと、災害時の被害が大きくなる可能性が高まるが、国による老朽化や災害に対する補助制度は対象事業者が限定的であり、かつ、十分な予算措置がなされているとは言い難く、復旧のための事業者負担が大きくなると、路線廃止に繋がる恐れがある
- ・ 鉄道事業者による鉄道の維持が困難である場合、地方自治体の財政負担による路線の継続には限界がある

具体的な措置

- 1 鉄道ネットワークが区間毎の採算性だけで存廃を判断されることがないように、鉄道事業者が恣意的に設定した一部区間のみの収支等ではなく、路線全体の収支等を開示する仕組みや、黒字路線の収益を赤字路線に配分するなど収益を内部移転させるルールを創設すること
- 2 公共インフラである鉄道ネットワークを維持するため、大手民間鉄道事業者も含めた地方路線の設備更新や維持修繕費用に対する支援の拡充を行うとともに、災害により被災した路線が、早期に復旧できるよう災害に対する補助制度の拡充を行うこと
- 3 国土強靱化や国土の均衡ある発展などの観点から、国による上下分離など、国策としての鉄道ネットワーク維持についての考え方を示すこと

○和歌山県における鉄道輸送人員の推移



○紀勢本線 新宮白浜区間 輸送密度※

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1,085 人/日	608 人/日	731 人/日	793 人/日

※輸送密度：旅客営業キロ1kmあたりの1日平均旅客輸送人員

○紀勢本線 新宮白浜区間 収支状況

年度 (3か年度の平均)	収支率 (%)	営業係数※ (円)	収支 (億円)
平成29年～令和元年	19.0	525	▲28.6
平成30年～令和2年	15.5	647	▲29.3
令和元年～令和3年	13.0	769	▲29.5
令和2年～令和4年	11.9	838	▲28.5

※営業係数：100円の運輸収入を得るのに要する費用

地域・産業の振興

半島振興法の延長・充実

現 状

- ・半島地域は、他の地域と比べ人口減少や少子・高齢化が進行し、特に半島先端部及び中間部において深刻な状況
- ・さらに、三方を海に囲まれ、急峻な傾斜地が多く、その地理的要因から、風水害や土砂災害、地震・津波等により孤立する地域が存在するなど、災害に対しても脆弱である
- ・一方で半島地域は、豊かな自然と独自の歴史・文化を有し、食料の安定的な供給、国土や自然環境の保全など、国民の利益を増進する重要な役割を担っている

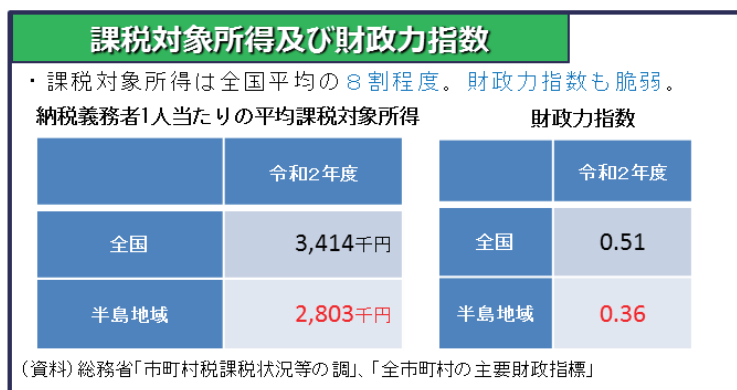
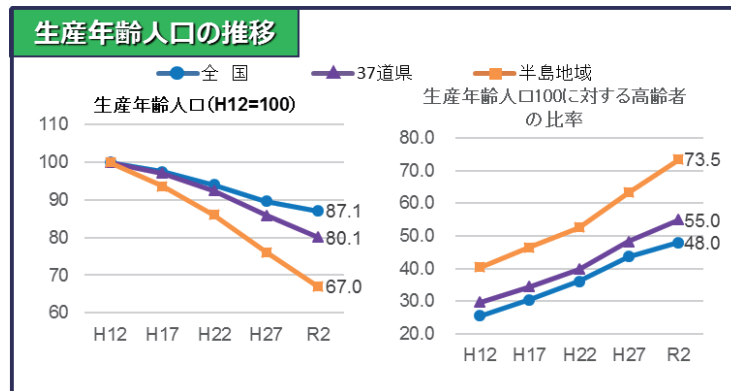
課 題

- ・高規格道路網の整備は進みつつあるが、半島地域には未だ多くのミッシングリンクが存在しており、半島付け根部から先端部までの移動には多大な時間を要し、地震・津波などの大規模災害発生時には、先端部被災地への迅速な救援隊派遣や物資の輸送に困難が伴う
- ・地理的な要因から条件不利である半島地域において内発的発展を図るためには、雇用機会の拡大、安定的な就業機会の確保のため、民間事業者による投資を促進する必要がある
- ・他の地域と比べ人口減少や少子高齢化が進行している半島地域において自立的発展を図るためには、地域資源や特性を活かした地域交流、産業振興、移住定住促進等の取り組みを一層推進する必要がある

具体的な措置

半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び国土の均衡ある発展に資するために、令和6年度末に法期限を迎える半島振興法を延長し、更なる充実についての特段の配慮を行うこと

○半島地域における生産年齢人口の推移、課税対象所得、財政力指数



○紀伊半島における災害発生時の防災拠点からの移動時間



クビアカツヤカミキリ対策の強化

現 状

○和歌山県内で被害が拡大

- ・2019年に初めてかつらぎ町で被害を確認以降、紀北地域のももやすもものほか、公園や街路樹のさくら等で被害が拡大
- ・被害は、ももやうめの主産地にまで拡大し、危機的な状況

○本県の取組

- ・試験研究、発生調査・指導、啓発
- ・被害拡大防止のため、県単独事業で被害樹の伐採、抜根、樹幹注入等の経費に対する支援を実施

課 題

○県の研究機関は国の研究機関等と連携し、生態解明や防除対策に関する研究に取り組んでいるが、現時点では抜本的な対策は確立されていない

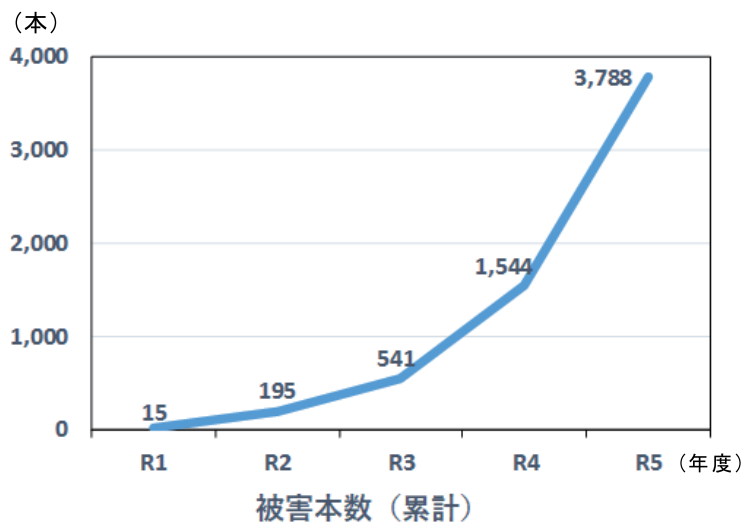
○農地における被害まん延地域では、被害拡大防止と経営維持の取組を一体的に行う必要がある

○公園や街路樹等において、成虫の活動期以前である4月からの速やかな防除対策が求められているが、現行の「特定外来生物防除等対策事業」では、交付決定等に時間を要していることから、速やかな防除対策に取り掛かれない

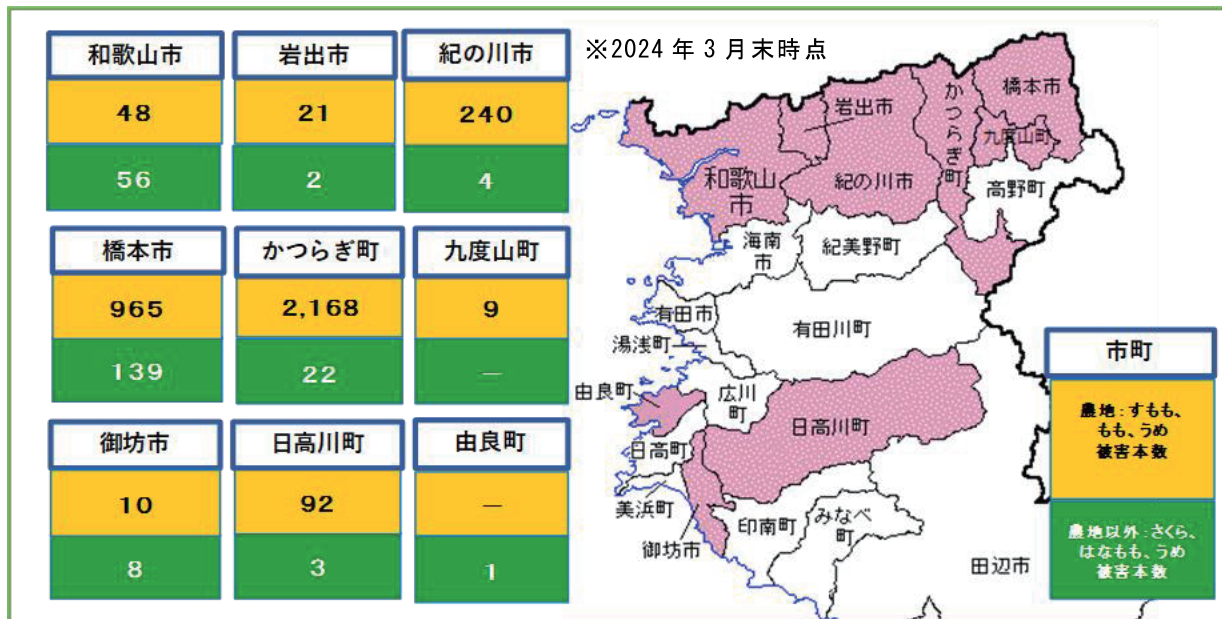
○加えて、被害が拡大すると、さくらなど樹高の高い被害木の伐採・処分には、高所作業車等が必要となり多額の費用がかかることから、市町村財政において大きな負担となる恐れがある

具体的な措置

- 1 農林水産省、環境省等の関係省庁の連携を強化し、共通した方針をもとに実効性のある防除体系を早期に確立すること
- 2 被害拡大防止及び経営維持対策に必要な予算を十分に確保すること
- 3 「特定外来生物防除等対策事業」について
- 4 月からの防除対策が可能となるよう交付決定等を速やかに行い、補助率の嵩上げを行うとともに、必要な予算を十分に確保すること



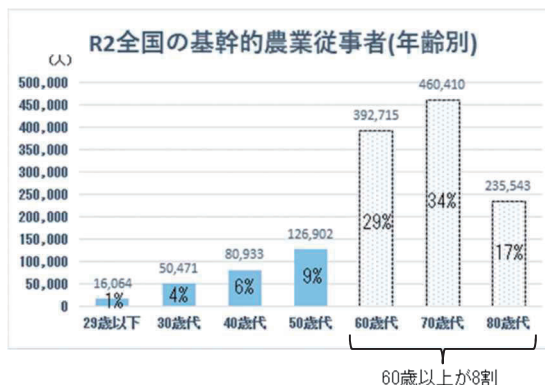
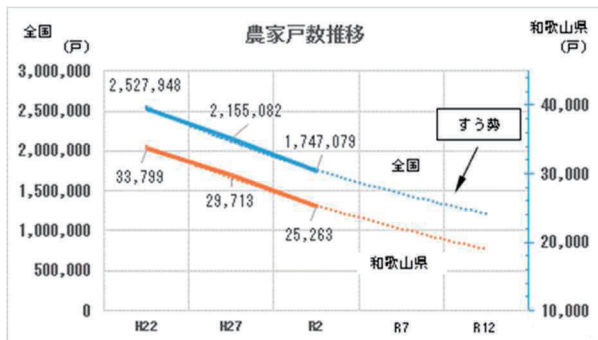
被害木(すもも)



農業の担い手確保対策の強化

現状

- ・ 担い手の確保対策に取り組んでいるが、依然として農家が減少傾向
- ・ 基幹的農業従事者のうち 60 歳以上が全体の 8 割



課題

- ・ 食料安全保障の観点から、地域の担い手確保が重要であるが、親元就農者をはじめとして担い手の減少に歯止めがかからない
 - 新規就農者の確保・定着に向けた支援策の充実強化が必要
 - ※経営開始資金の対象外の新規就農者に県独自の支援策を実施
(支援内容：親元就農、50～60歳の就農者に50万円/人を交付)
- ・ 雇用就農の受皿となる法人組織等の育成が重要
 - ハードルが低い雇用就農を進めるため、法人育成策の充実が必要
 - ※加工部門の立ち上げ、営業人材の雇用など県独自に法人育成策を実施
(補助率等：生産拡大等の取組の1/3以内、上限1,000万円)

具体的な措置

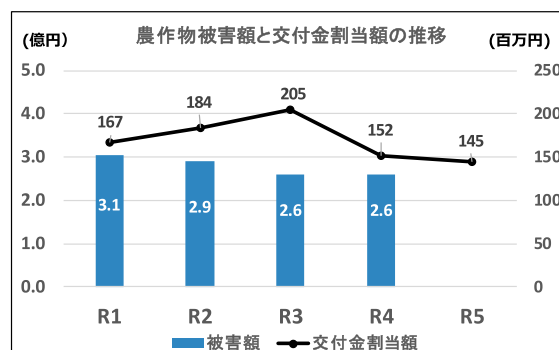
- 1 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の年齢制限や親元就農への支援要件を拡充するなど、就農支援策を見直すこと
- 2 雇用就農を促進するため、法人や協業組織の育成策を充実させること

野生鳥獣被害対策の強化

現 状

● 本県農作物被害金額の推移

- ・被害額は、年間約 3 億円で高止まり
- ・豚熱蔓延により被害額減少



● 鳥獣の推定生息数の状況

- ・シカの推定生息数は増加
H26 (53, 993 頭) → R4 (72, 605 頭)
- ・イノシシは豚熱蔓延が収束し、生息数が回復傾向
豚熱陽性率 R3 (28.7%) → R5 (0.2%) ※R6.2 現在

● 国交付金割当額の推移

- ・鳥獣被害防止推進交付金の割当額が大幅減
R3 (205 百万円) → R5 (145 百万円)

● 有害捕獲の補助上限単価の状況

- ・補助上限単価は物価が上昇しているにもかかわらず、見直されていない
特に幼獣の単価は捕獲コストに見合っていない

	国による補助上限単価 (円/頭)			
	イノシシ	シカ	サル	アライグマ
成獣	7,000		8,000	
幼獣	1,000			

● 本県の取組

- 農作物鳥獣害防止総合対策事業 (令和 6 年度当初予算 457 百万円)
- ・捕獲や防護柵整備、狩猟者育成など総合的な対策を推進
- ・ニホンジカのもぐり込み式わなによる管理捕獲

課 題

- ・県第二種特定鳥獣管理計画の捕獲目標頭数分の予算が確保されていない
- ・交付金が不足し翌年度払いとなった場合、現場の捕獲意欲が減退

具体的な措置

- 1 管理計画に基づく有害捕獲数に見合った予算を十分に確保すること
- 2 有害捕獲では、柔軟な予算運用が可能となる基金体制を検討すること
- 3 有害捕獲における成獣と幼獣の補助上限単価を統一すること

その他

地方税財源の確保・充実

現状・課題

- ・骨太の方針における「地方の一般財源総額が2021年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」との取扱いが2024年度で期限を迎える
- ・こうした中、少子高齢化の進展に伴い、社会保障関係費は今後も増大する見込みであり、さらに消費者物価指数の上昇率が41年ぶりの水準となり、民間給与も上昇するなど、物価高騰や人件費の増大が見込まれることから、財政運営は非常に厳しい状況
- ・また、社会情勢の大きな変化の中において、活力ある地域社会の実現に向け、積極的なDX・GXの推進、少子化対策の充実など、対応すべき行政課題が山積している状況
- ・2023年6月豪雨等では、本県においても、河川氾濫による甚大な被害が発生するなど、近年、激甚化・頻発化する自然災害に対し、河川やダム浚渫による浸水被害等への対策は急務となっているが、緊急浚渫推進事業債は令和6年度で措置が終了
 - ※2023.6月豪雨等による公共土木施設被害額：約156億円（県及び市町村）
- ・税源の偏在性については、是正措置が講じられてきたものの、本県の一人当たりの地方税収額は全国平均よりも低く、特に地方法人課税は、経済社会構造の変化や企業の組織形態の多様化が進む中で都市部に税収が集中している状況
- ・安定的な財政運営のためには、偏在性が小さく、安定的な税体系の構築を進める必要がある

具体的な措置

- 1 社会保障経費の継続的な増大に加え、賃金上昇や資材高騰による経費は近年に例のないペースで増加しているため、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を確保すること。その際、実態に即し、必要となる経費を適切に基準財政需要額に計上すること
- 2 DXやGX、「こども未来戦略」に基づく少子化対策等の国と地方が一体となって取り組むべき行政課題への対応に必要な財源を確実に確保すること
- 3 緊急浚渫推進事業債について、令和7年度以降も継続して措置すること
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図り、地方税財源の充実強化を図ること。特に地方法人課税については、大企業の本社がある都市部などの一部の地域に過度に税収が集中しないよう、企業の事業活動の実態に即した仕組みとすること